

生食発 0718 第 2 号  
平成 29 年 7 月 18 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房  
生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )

### 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成 29 年厚生労働省告示第 249 号)が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)の一部を改正することとしました。

改正の概要につきましては、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

### 記

#### 第 1 改正の概要

食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。)第 11 条第 1 項の規定に基づき、農薬イミダクロプリド、農薬オキサチアピプロリン、農薬キンクロラック、農薬クロフェンテジン、農薬クロルプロファミン、動物用医薬品スピラマイシン、動物用医薬品タイロシン、農薬ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート、農薬ピカルブトラゾクス、農薬フルオピラム、農薬フルジオキシニル、農薬プロヘキサジオンカルシウム塩及び農薬マンデストロビンについて、食品中の残留基準値を設定したこと(別紙参照)。

#### 第 2 適用期日

公布の日から適用されるものであること。

ただし、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、公布の日から 6 月以内に限り、なお従前の例による。

農薬等	食品
イミダクロプリド	<p>大麦、ライ麦、そば、ばれいしょ、にら、メロン類果実、まくわうり、マルメロ、いちご、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分及びその他の家きんの食用部分</p>
クロフェンテジン	<p>米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓及び牛の食用部分</p>
クロルプロファム	<p>小麦、大麦、ライ麦、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、すいか、メロン類果実、しょ</p>

	<p>うが、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハuckleベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、その他の果実、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、その他のスパイス及びその他のハーブ</p>
スピラマイシン	<p>豚の食用部分、その他の家きんの筋肉、その他の家きんの脂肪、その他の家きんの肝臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分及び魚介類（すずき目魚類を除く。）</p>
ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート	<p>小麦、大麦、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類の根、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハuckleベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、その他のスパイス及びその他のハーブ</p>
フルジオキソニル	<p>えんどう、らっかせい、その他のハーブ、鶏の卵及びその他の家き</p>

	んの卵
プロヘキサジオンカルシウム塩	<p>大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵</p>

### 第3 運用上の注意

- 1 残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、スピラマイシン及びタイロシンについては、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示370号）第1食品の部 A 食品一般の成分規格の第1項に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

- 2 今回残留基準値を設定するイミダクロプリドとは、農産物にあつてはイミダクロプリドとし、畜産物にあつてはイミダクロプリド及び 6-クロロピリジル基を有する代謝物をイミダクロプリドに換算したものの和とする。
- 3 「小麦粉（全粒粉を除く。）」に設定されているイミダクロプリドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「小麦粉（全粒粉を除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「小麦」の残留基準値への適・不適を確認する。
- 4 「小麦ふすま」に設定されているイミダクロプリドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「小麦ふすま」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「小麦」の残留基準値への適・不適を確認する。
- 5 「とうがらし（乾燥させたもの）」に設定されているイミダクロプリドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「とうがらし（乾燥させたもの）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。
- 6 今回残留基準値を設定するキンクロラックとは、農産物にあつてはキンクロラック及び代謝物 C【メチル 3,7-ジクロロ-8-キノリンカルボキシレート】をキンクロラックに換算したものの和とし、畜産物にあつてはキンクロラックとする。
- 7 今回残留基準値を設定するクロフェンテジンとは、農産物にあつてはクロフェンテジンとし、畜産物にあつてはクロフェンテジン及び臭化水素酸によって 2-クロロ安息香酸に変換される代謝物をクロフェンテジンに換算したものの和とする。
- 8 今回残留基準値を設定するスピラマイシンとは、スピラマイシン I 及びネオスピラマイシン I をスピラマイシン I に換算したものの和とする。
- 9 今回残留基準値を設定するタイロシンとは、はちみつにあつてはタイロシン A 及びタイロシン B をタイロシン A に換算したものの和とし、その他の食品にあつてはタイロシン A とする。
- 10 今回残留基準値を設定するダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネートとは、メチルイソチオシアネート及びダゾメットをメチルイソチオシアネートに換算したものと及びメタムをメチルイソチオシアネートに換算したものの和とする。ただし、メタムにはメタムアンモニウム、メタムナトリウム及びメタムカリウムが含まれるものとする。
- 11 今回残留基準値を設定するピカルブトラゾクスとは、ピカルブトラゾクス及び代謝物 B【*tert*-ブチル=(6-{[(E)-(1-メチル-1*H*-5-テトラゾリル)(フェニル)メチレン]アミノオキシメチル}-2-ピリジル)カルバマート】をピカルブトラゾクスに換算したものの和とする。

- 12 今回残留基準値を設定するフルオピラムとは農産物にあつてはフルオピラムのみとし、畜産物にあつてはフルオピラム及び代謝物 M21【2-(トリフルオロメチル)ベンズアミド】をフルオピラムに換算したものの和とする。
- 13 今回残留基準値を設定するフルジオキシニルとは、農産物及び魚介類にあつてはフルジオキシニルのみとし、畜産物にあつてはフルジオキシニル及び代謝物 K【2,2-ジフルオロ-1,3-ベンズジオキソール-4-カルボン酸】に変換されるベンゾピロール代謝物をフルジオキシニルに換算したものの和とする。
- 14 「にら（乾燥させたもの）」に設定されているフルジオキシニルの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「にら（乾燥させたもの）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「にら」の残留基準値への適・不適を確認する。
- 15 「バジル（乾燥させたもの）」に設定されているフルジオキシニルの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「バジル（乾燥させたもの）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、茎及び葉にあつては「その他のハーブ」、種子にあつては「その他のスパイス」の残留基準値への適・不適を確認する。
- 16 今回残留基準値を設定するプロヘキサジオンカルシウム塩とは、プロヘキサジオンカルシウム塩及びその遊離体であるプロヘキサジオンをプロヘキサジオンカルシウム塩に換算したものの和とする。
- 17 今回残留基準値を設定するマンデストロビンとは、マンデストロビン(R体)及びマンデストロビン(S体)の和とする。

#### 第4 その他

法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬ピカルブトラゾクスに係る新規農薬登録並びに農薬イミダクロプリド、農薬ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート及び農薬フルジオキシニルに係る適用拡大のための変更登録が、今後農林水産省において行われる予定であること。

## 別紙

## イミダクロプリド(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米(玄米をいう。)	1	1
小麦	○ 0.2	0.05
大麦	● 0.04	0.05
ライ麦	● 0.04	0.05
とうもろこし	0.05	0.05
そば	● 0.04	0.05
その他の穀類	3	3
大豆	3	3
小豆類	3	3
えんどう	3	3
そら豆	3	3
らっかせい	0.7	0.7
その他の豆類	3	3
ばれいしょ	● 0.4	0.5
さといも類(やつがしらを含む。)	0.4	0.4
かんしょ	0.4	0.4
やまいも(長いものをいう。)	0.4	0.4
こんにやくいも	0.4	0.4
その他のいも類	0.4	0.4
てんさい	0.4	0.4
さとうきび	0.04	0.04
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.4	0.4
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	4	4
かぶ類の根	0.4	0.4
かぶ類の葉	3	3
西洋わさび	0.4	0.4
クレソン	3	3
はくさい	0.5	0.5
キャベツ	0.5	0.5
芽キャベツ	0.5	0.5
ケール	5	5
こまつな	5	5
きょうな	5	5
チンゲンサイ	5	5
カリフラワー	0.4	0.4
ブロッコリー	5	5
その他のあぶらな科野菜	5	5
ごぼう	0.4	0.4
サルシフィー	0.4	0.4
アーティチョーク	2	2
チコリ	3	3
エンダイブ	5	5

イミダクロプリド(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
しゅんぎく	3	3
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	3	3
その他のきく科野菜	5	5
たまねぎ	0.07	0.07
ねぎ (リーキを含む。)	0.7	0.7
にら	● 0.7	1
アスパラガス	0.7	0.7
わけぎ	2	2
その他のゆり科野菜	○ 0.2	
にんじん	0.4	0.4
パースニップ	0.4	0.4
パセリ	3	3
セロリ	4	4
みつば	5	5
その他のせり科野菜	4	4
トマト	2	2
ピーマン	3	3
なす	2	2
その他のなす科野菜	5	5
きゅうり (ガーキンを含む。)	1	1
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	1	1
しろうり	1	1
すいか	0.5	0.5
メロン類果実	● 0.2	0.4
まくわうり	● 0.1	0.4
その他のうり科野菜	1	1
ほうれんそう	15	15
オクラ	0.7	0.7
しょうが	0.3	0.3
未成熟えんどう	4	4
未成熟いんげん	3	3
えだまめ	3	3
その他の野菜	5	5
みかん	0.3	0.3
なつみかんの果実全体	0.7	0.7
レモン	0.7	0.7
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7
グレープフルーツ	0.7	0.7
ライム	0.7	0.7
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7
りんご	0.5	0.5
日本なし	0.7	0.7
西洋なし	0.7	0.7



イミダクロプリド(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
マルメロ	● 0.4	0.5
びわ	0.5	0.5
もも	0.5	0.5
ネクタリン	2	2
あんず (アプリコットを含む。)	2	2
すもも (プルーンを含む。)	2	2
うめ	0.3	0.3
おうとう (チェリーを含む。)	2	2
いちご	● 0.4	0.5
ラズベリー	4	4
ブラックベリー	4	4
ブルーベリー	4	4
クランベリー	0.04	0.04
ハックルベリー	4	4
その他のベリー類果実	4	4
ぶどう	3	3
かき	1	1
バナナ	0.04	0.04
キウイ	0.2	0.2
パパイヤ	0.7	0.7
アボカド	0.7	0.7
グアバ	0.7	0.7
マンゴー	1	1
パッションフルーツ	0.7	0.7
その他の果実	4	4
ひまわりの種子	0.04	0.04
ごまの種子	○ 0.05	
べにばなの種子	0.04	0.04
綿実	4	4
なたね	0.04	0.04
その他のオイルシード	0.04	0.04
ぎんなん	0.05	0.05
くり	0.05	0.05
ペカン	0.04	0.04
アーモンド	0.04	0.04
くるみ	0.04	0.04
その他のナッツ類	0.04	0.04
茶	10	10
コーヒー豆	0.7	0.7
カカオ豆 (外皮を含まない。)	0.05	0.05
ホップ	7	7
その他のスパイス	5	5
その他のハーブ	15	15

イミダクロプリド(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.3	0.3
豚の筋肉	0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.3	0.3
牛の脂肪	0.3	0.3
豚の脂肪	0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3	0.3
牛の肝臓	0.3	0.3
豚の肝臓	0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	0.3
牛の腎臓	0.3	0.3
豚の腎臓	0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3	0.3
牛の食用部分	0.3	0.3
豚の食用部分	0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3	0.3
乳	0.1	0.1
鶏の筋肉	0.02	0.02
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02
鶏の脂肪	0.02	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02	0.02
鶏の肝臓	● 0.05	0.1
その他の家きんの肝臓	● 0.05	0.1
鶏の腎臓	● 0.05	0.1
その他の家きんの腎臓	● 0.05	0.1
鶏の食用部分	● 0.05	0.1
その他の家きんの食用部分	● 0.05	0.1
鶏の卵	0.02	0.02
その他の家きんの卵	0.02	0.02
小麦粉(全粒粉を除く。)		0.02
小麦ふすま		0.2
とうがらし(乾燥させたもの)		7

オキサチアピプロリン(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ばれいしょ	0.05	0.05
クレソン	○ 15	
はくさい	○ 2	0.2
キャベツ	○ 2	
芽キャベツ	○ 2	
カリフラワー	○ 2	

オキサチアピプロリン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ブロッコリー	○ 2	
その他のあぶらな科野菜	○ 2	
エンダイブ	○ 15	
しゅんぎく	○ 15	
レタス (サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 15	0.5
その他のきく科野菜	○ 15	
たまねぎ	○ 0.04	
ねぎ (リーキを含む。)	○ 2	
にんにく	○ 0.04	
にら	○ 2	
その他のゆり科野菜	○ 2	
パセリ	○ 15	
トマト	○ 0.5	0.3
ピーマン	○ 0.5	
なす	○ 0.5	
その他のなす科野菜	○ 0.5	
きゅうり (ガーキンを含む。)		0.2
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	○ 0.2	
すいか		0.01
メロン類果実		0.01
その他のうり科野菜	○ 0.2	
ほうれんそう	○ 15	
オクラ	○ 0.5	
未成熟えんどう	○ 1	
その他の野菜	○ 15	
ぶどう	○ 0.7	0.5
その他の果実	○ 0.5	
その他のハーブ	○ 15	

キンクロラック(除草剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米 (玄米をいう。)		5
小麦		0.5
大麦		2
その他の穀類		0.8
ブルーベリー	○ 2	
クランベリー	○ 2	
その他のベリー類果実	○ 2	
ごまの種子		2
なたね		2

キンクロラック(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のオイルシード	2	2
その他のスパイス	2	2
その他のハーブ	○ 0.5	
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>b</sup> の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.7	0.7
豚の脂肪	0.7	0.7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.7	0.7
牛の肝臓	2	2
豚の肝臓	2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2	2
牛の腎臓	2	2
豚の腎臓	2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2	2
牛の食用部分	2	2
豚の食用部分	2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2	2
乳	0.05	0.05
鶏の筋肉	0.05	0.05
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05
鶏の腎臓	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05
鶏の食用部分	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05
鶏の卵	0.05	0.05
その他の家きんの卵	0.05	0.05

クロフェンテジン(殺ダニ剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	●	0.02
小麦	●	0.02
大麦	●	0.02
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	●	0.05
そば	●	0.02

クロフェンテジン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の穀類	●	0.02
大豆	●	0.05
小豆類	●	0.2
えんどう	●	0.02
そら豆	●	0.02
らっかせい	●	0.05
その他の豆類	●	0.02
ばれいしょ	●	0.02
さといも類 (やつがしらを含む。)	●	0.02
かんしょ	●	0.02
やまいも (長いもをいう。)	●	0.02
こんにやくいも	●	0.02
その他のいも類	●	0.02
てんさい	●	0.05
さとうきび	●	0.02
だいこん類 (ラディッシュを含む。 ) の根	●	0.02
だいこん類 (ラディッシュを含む。 ) の葉	●	0.02
かぶ類の根	●	0.02
かぶ類の葉	●	0.02
西洋わさび	●	0.02
クレソン	●	0.02
はくさい	●	0.02
キャベツ	●	0.02
芽キャベツ	●	0.02
ケール	●	0.02
こまつな	●	0.02
きょうな	●	0.02
チンゲンサイ	●	0.02
カリフラワー	●	0.02
ブロッコリー	●	0.02
その他のあぶらな科野菜	●	0.02
ごぼう	●	0.02
サルシフィー	●	0.02
アーティチョーク	●	0.02
チコリ	●	0.02
エンダイブ	●	0.02
しゅんぎく	●	0.02
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。 )	●	0.02
その他のきく科野菜	●	0.02
たまねぎ	●	0.02
ねぎ (リーキを含む。 )	●	0.02
にんにく	●	0.02
にら	●	0.02

クロフェンテジン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
アスパラガス	●	0.02
わけぎ	●	0.02
その他のゆり科野菜	●	0.02
にんじん	●	0.02
パースニップ	●	0.02
パセリ	●	0.02
セロリ	●	0.02
みつば	●	0.02
その他のせり科野菜	●	0.02
トマト	● 0.5	1.0
ピーマン	●	0.2
なす	●	1.0
その他のなす科野菜	●	0.02
きゅうり (ガーキンを含む。)	● 0.5	1.0
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	●	0.2
しろうり	●	0.02
すいか	●	0.05
メロン類果実	● 0.05	0.2
まくわうり	●	0.02
その他のうり科野菜	●	0.02
ほうれんそう	●	0.02
たけのこ	●	0.02
オクラ	●	0.02
しょうが	●	0.02
未成熟えんどう	●	0.02
未成熟いんげん	●	0.02
えだまめ	●	0.04
マッシュルーム	●	0.02
しいたけ	●	0.02
その他のきのこ類	●	0.02
その他の野菜	●	0.02
みかん	●	1.0
なつみかんの果実全体	0.5	0.5
レモン	0.5	0.5
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.5	0.5
グレープフルーツ	0.5	0.5
ライム	0.5	0.5
その他のかんきつ類果実	0.5	0.5
りんご	○ 1	1.0
日本なし	○ 0.7	0.5
西洋なし	○ 0.7	0.5
マルメロ	0.5	0.5
びわ	0.5	0.5

クロフェンテジン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
もも	0.2	0.2
ネクタリン	○ 0.5	0.2
あんず (アプリコットを含む。)	○ 0.5	0.2
すもも (プルーンを含む。)	○ 0.5	0.2
うめ	○ 0.5	0.2
おうとう (チェリーを含む。)	○ 0.5	0.2
いちご	○ 2	2.0
ラズベリー	●	2.0
ブラックベリー	●	2.0
ブルーベリー	●	2.0
クランベリー	●	2.0
ハックルベリー	●	2.0
その他のベリー類果実	● 0.2	2.0
ぶどう	○ 2	1.0
かき	○ 0.05	0.04
バナナ	○ 2	0.01
キウイ	●	0.02
パパイヤ	●	0.02
アボカド	●	0.02
パイナップル	●	0.02
グアバ	●	0.02
マンゴー	●	0.02
パッションフルーツ	●	0.02
なつめやし	●	0.02
その他の果実	●	0.05
ひまわりの種子	●	0.05
ごまの種子	●	0.05
べにばなの種子	●	0.05
綿実	●	0.05
なたね	●	0.05
その他のオイルシード	●	0.05
ぎんなん	●	0.05
くり	○ 0.5	0.05
ペカン	○ 0.5	0.05
アーモンド	0.5	0.5
くるみ	○ 0.5	0.02
その他のナッツ類	○ 0.5	0.05
茶	20	20
コーヒー豆	●	0.02
カカオ豆	●	0.02
ホップ	●	0.2
その他のスパイス	●	1
その他のハーブ	●	0.02

クロフェンテジン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	● 0.05	0.1
豚の肝臓	● 0.05	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.05	0.2
牛の腎臓	● 0.05	0.1
豚の腎臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05
牛の食用部分	● 0.05	0.1
豚の食用部分	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05
乳	○ 0.05	0.01
鶏の筋肉	0.05	0.05
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05
鶏の腎臓	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05
鶏の食用部分	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05
鶏の卵	0.05	0.05
その他の家きんの卵	0.05	0.05

クロルプロファム(除草剤、植物成長調整剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	● 0.02	0.05
大麦	● 0.02	0.05
ライ麦	● 0.02	0.05
とうもろこし	0.05	0.05
その他の穀類	○ 0.02	
大豆	● 0.1	0.20
小豆類	● 0.01	0.05
えんどう	●	0.30
そら豆	● 0.02	0.05



クロルプロファム(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ばれいしょ	● 30	50
さといも類 (やつがしらを含む。)	●	0.05
かんしょ	●	0.05
やまいも (長いもをいう。)	●	0.05
こんにやくいも	●	0.05
その他のいも類	●	0.05
てんさい	0.05	0.05
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	●	0.05
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	●	0.05
かぶ類の根	●	0.05
かぶ類の葉	●	0.05
西洋わさび	●	0.05
クレソン	●	0.05
はくさい	●	0.05
キャベツ	0.05	0.05
芽キャベツ	●	0.05
ケール	●	0.05
こまつな	●	0.05
きょうな	●	0.05
チンゲンサイ	●	0.05
カリフラワー	●	0.05
その他のあぶらな科野菜	●	0.05
ごぼう	● 0.02	0.05
サルシフィー	●	0.05
アーティチョーク	●	0.05
チコリ	●	0.05
エンダイブ	●	0.05
しゅんぎく	●	0.05
レタス (サラダ菜及びちしやを含む。)	0.05	0.05
その他のきく科野菜	●	0.05
たまねぎ	● 0.02	0.05
ねぎ (リーキを含む。)	●	0.05
にんにく	●	0.05
にら	●	0.05
アスパラガス	0.05	0.05
わけぎ	●	0.05
その他のゆり科野菜	●	0.05
にんじん	● 0.01	0.05
パースニップ	●	0.1
セロリ	●	0.1
みつば	●	0.05
その他のせり科野菜	●	0.1
トマト	●	0.05

クロルプロファム(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ピーマン	●	0.05
なす	●	0.05
その他のなす科野菜	●	0.05
きゅうり (ガーキンを含む。)	●	0.05
すいか	●	0.05
メロン類果実	●	0.05
ほうれんそう	0.05	0.05
しょうが	●	0.05
未成熟いんげん	●	0.05
えだまめ	●	0.05
マッシュルーム	●	0.05
しいたけ	●	0.05
その他のきのこ類	●	0.05
その他の野菜	● 0.02	0.05
みかん	●	0.05
なつみかんの果実全体	●	0.05
レモン	●	0.05
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	●	0.05
グレープフルーツ	●	0.05
ライム	●	0.05
その他のかんきつ類果実	●	0.05
りんご	●	0.05
日本なし	●	0.05
西洋なし	●	0.05
マルメロ	●	0.05
びわ	●	0.05
もも	●	0.05
ネクタリン	●	0.05
あんず (アプリコットを含む。)	●	0.05
すもも (プルーンを含む。)	●	0.05
うめ	●	0.05
おうとう (チェリーを含む。)	●	0.05
いちご	● 0.03	0.05
ラズベリー	●	0.05
ブラックベリー	●	0.05
ブルーベリー	●	0.05
クランベリー	●	0.05
ハックルベリー	●	0.05
その他のベリー類果実	●	0.05
ぶどう	●	0.05
かき	●	0.05
バナナ	●	0.05
キウイー	●	1

クロルプロファム(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
アボカド	●	0.05
パイナップル	●	0.05
グアバ	●	0.05
マンゴー	●	0.05
パッションフルーツ	●	0.05
その他の果実	●	0.05
ぎんなん	●	0.05
くり	●	0.05
ペカン	●	0.05
アーモンド	●	0.05
くるみ	●	0.05
その他のナッツ類	●	0.05
その他のスパイス	●	0.1
その他のハーブ	●	0.1
牛の筋肉		0.01
牛の脂肪	○	0.1
牛の肝臓		0.01
牛の腎臓		0.01
牛の食用部分		0.01
乳		0.01

スピラマイシン(抗生物質)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉		0.2
豚の筋肉		0.2
牛の脂肪		0.3
豚の脂肪		0.3
牛の肝臓		0.6
豚の肝臓		0.6
牛の腎臓		0.3
豚の腎臓		0.3
牛の食用部分	○	0.6
豚の食用部分	●	0.6
乳		0.2
鶏の筋肉		0.2
その他の家きんの筋肉	●	0.1
鶏の脂肪		0.3
その他の家きんの脂肪	●	0.1
鶏の肝臓		0.6
その他の家きんの肝臓	●	1

スピラマイシン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の腎臓	0.8	0.8
その他の家きんの腎臓	●	1
鶏の食用部分	● 0.8	1
その他の家きんの食用部分	●	1
魚介類	●	0.2
魚介類 (すずき目魚類に限る。)	○ 0.2	

タイロシン(抗生物質)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.1	0.1
豚の筋肉	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1	0.1
牛の脂肪	0.1	0.1
豚の脂肪	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1
牛の肝臓	0.1	0.1
豚の肝臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1
牛の腎臓	0.1	0.1
豚の腎臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1
牛の食用部分	0.1	0.1
豚の食用部分	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1
乳	0.1	0.1
鶏の筋肉	0.1	0.1
鶏の脂肪	0.1	0.1
鶏の肝臓	0.1	0.1
鶏の腎臓	0.1	0.1
鶏の食用部分	0.1	0.1
鶏の卵	0.3	0.3
はちみつ	○ 0.2	

ダゾメット, メタム及びメチルイソチオシアネート(土壌くん蒸剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	●	0.1
大麦	●	0.1

ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ばれいしょ	● 0.2	0.5
さといも類 (やつがしらを含む。)	● 0.02	0.5
かんしょ	● 0.02	0.5
やまいも (長いものをいう。)	● 0.3	0.5
こんにやくいも	● 0.05	0.5
その他のいも類	●	0.5
てんさい	● 0.02	0.1
だいこん類 (ラディッシュを含む。 ) の根	● 0.05	0.5
だいこん類 (ラディッシュを含む。 ) の葉	○ 2	0.5
かぶ類の根	● 0.02	0.5
かぶ類の葉	● 0.02	0.5
西洋わさび	●	0.5
クレソン	●	0.5
はくさい	● 0.02	0.5
キャベツ	● 0.02	0.5
芽キャベツ	●	0.5
ケール	●	0.5
こまつな	● 0.02	0.5
きょうな	● 0.3	0.5
チンゲンサイ	● 0.1	0.5
カリフラワー	● 0.01	0.5
ブロッコリー	● 0.03	0.5
その他のあぶらな科野菜	● 0.2	0.5
ごぼう	● 0.05	0.5
サルシフィー	●	0.5
アーティチョーク	●	0.5
チコリ	●	0.5
エンダイブ	●	0.5
しゅんぎく	● 0.05	0.5
レタス (サラダ菜及びちしやを含む。 )	● 0.05	0.5
その他のきく科野菜	● 0.1	0.5
たまねぎ	● 0.1	0.5
ねぎ (リーキを含む。 )	● 0.1	0.5
にんにく	● 0.2	0.5
にら	● 0.03	0.5
アスパラガス	●	0.5
わけぎ	● 0.1	0.5
その他のゆり科野菜	● 0.1	0.5
にんじん	● 0.1	0.5
パースニップ	●	0.5
パセリ	● 0.03	0.5
セロリ	● 0.01	0.5
みつば	● 0.1	0.5
その他のせり科野菜	● 0.2	0.5

ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
トマト	0.5	0.5
ピーマン	● 0.1	0.5
なす	● 0.05	0.5
その他のなす科野菜	● 0.02	0.5
きゅうり (ガーキンを含む。)	● 0.05	0.5
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	● 0.1	0.5
しろうり	●	0.5
すいか	● 0.05	0.1
メロン類果実	● 0.02	0.1
まくわうり	●	0.1
その他のうり科野菜	● 0.1	0.5
ほうれんそう	● 0.2	0.5
たけのこ	●	0.5
オクラ	●	0.5
しょうが	● 0.1	0.5
未成熟えんどう	● 0.1	0.5
未成熟いんげん	● 0.02	0.5
えだまめ	● 0.05	0.5
マッシュルーム	●	0.5
しいたけ	●	0.5
その他のきのこ類	●	0.5
その他の野菜	● 0.1	0.5
みかん	●	0.1
なつみかんの果実全体	●	0.1
レモン	●	0.1
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	●	0.1
グレープフルーツ	●	0.1
ライム	●	0.1
その他のかんきつ類果実	●	0.1
りんご	●	0.1
日本なし	●	0.1
西洋なし	●	0.1
マルメロ	●	0.1
びわ	●	0.1
もも	●	0.1
ネクタリン	●	0.1
あんず (アプリコットを含む。)	●	0.1
すもも (プルーンを含む。)	●	0.1
うめ	●	0.1
おうとう (チェリーを含む。)	●	0.1
いちご	● 0.02	0.1
ラズベリー	●	0.1
ブラックベリー	●	0.1

ダゾメット, メタム及びメチルイソチオシアネート(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ブルーベリー	●	0.1
クランベリー	●	0.1
ハuckleベリー	●	0.1
その他のベリー類果実	●	0.1
ぶどう	●	0.1
かき	●	0.1
バナナ	●	0.1
キウイ	●	0.1
パパイヤ	●	0.1
アボカド	●	0.1
パイナップル	●	0.1
グアバ	●	0.1
マンゴー	●	0.1
パッションフルーツ	●	0.1
なつめやし	●	0.1
その他の果実	●	0.1
ひまわりの種子	●	0.1
ごまの種子	●	0.1
べにばなの種子	●	0.1
綿実	●	0.1
なたね	●	0.1
その他のオイルシード	●	0.1
ぎんなん	●	0.1
くり	●	0.1
ペカン	●	0.1
アーモンド	●	0.1
くるみ	●	0.1
その他のナッツ類	●	0.1
茶	●	0.1
その他のスパイス	●	0.5
その他のハーブ	● 0.1	0.5

ピカルブトラゾクス(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	0.01	
てんさい	0.01	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.1	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 10	
はくさい	○ 2	
キャベツ	○ 2	

ピカルブトラゾクス(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ブロッコリー	○ 2	
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 15	
たまねぎ	○ 0.05	
トマト	○ 2	
きゅうり (ガーキンを含む。)	○ 0.5	
すいか	○ 0.1	
メロン類果実	○ 0.05	
ほうれんそう	○ 15	
しょうが	○ 2	
その他のハーブ	○ 15	

フルオピラム(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	2	2
小豆類	1	1
えんどう	2	2
そら豆	2	2
らっかせい	○ 0.2	0.09
その他の豆類	2	2
ばれいしょ	○ 0.1	0.03
さといも類 (やつがしらを含む。)	○ 0.1	
かんしょ	○ 0.1	
やまいも (長いもをいう。)	○ 0.1	
その他のいも類	○ 0.1	
てんさい	○ 0.1	0.04
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	○ 0.3	
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	○ 30	
かぶ類の根	○ 0.3	
かぶ類の葉	○ 30	
西洋わさび	○ 0.3	
はくさい	5	5
キャベツ	○ 4	3
芽キャベツ	0.3	0.3
カリフラワー	0.09	0.09
ブロッコリー	0.3	0.3
ごぼう	○ 0.3	
サルシフィー	○ 0.3	
チコリ	○ 30	
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	15	15
その他のきく科野菜	○ 30	



フルオピラム(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
たまねぎ	○ 0.4	0.07
ねぎ (リーキを含む。)	○ 0.7	0.2
にんにく	○ 0.4	0.07
アスパラガス	0.01	0.01
その他のゆり科野菜	○ 0.4	
にんじん	0.4	0.4
パースニップ	○ 0.3	
その他のせり科野菜	○ 30	
トマト	○ 1	0.4
ピーマン	○ 4	
なす	○ 4	
その他のなす科野菜	○ 4	
きゅうり (ガーキンを含む。)	○ 0.6	0.5
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	○ 0.6	
しろうり	○ 1	
メロン類果実	○ 0.05	
その他のうり科野菜	○ 0.6	
オクラ	○ 4	
しょうが	○ 0.1	
なつみかんの果実全体	○ 1	
レモン	○ 1	
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	○ 1	
グレープフルーツ	○ 1	
ライム	○ 1	
その他のかんきつ類果実	○ 1	
りんご	1	1
日本なし	3	3
西洋なし	3	3
マルメロ	○ 0.8	0.5
もも	0.5	0.5
ネクタリン	5	5
あんず (アプリコットを含む。)	5	5
すもも (プルーンを含む。)	1	1
うめ	5	5
おうとう (チェリーを含む。)	5	5
いちご	5	5
ラズベリー	○ 5	3
ブラックベリー	○ 5	3
ブルーベリー	○ 7	
クランベリー	○ 7	
ハックルベリー	○ 7	
その他のベリー類果実	○ 7	
ぶどう	5	5

フルオピラム(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
バナナ	1	1
グアバ	○ 7	
その他の果実	○ 2	
ひまわりの種子	○ 0.7	
ごまの種子	○ 5	
べにばなの種子	○ 0.7	
綿実	○ 0.8	
なたね	○ 5	1
その他のオイルシード	○ 5	
ぎんなん	○ 0.05	
くり	0.05	0.05
ペカン	0.05	0.05
アーモンド	0.05	0.05
くるみ	0.05	0.05
その他のナッツ類	0.05	0.05
ホップ	○ 60	
その他のスパイス	○ 0.1	
その他のハーブ	○ 4	
牛の筋肉	○ 0.8	0.5
豚の筋肉	○ 0.8	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.8	0.5
牛の脂肪	○ 0.8	0.5
豚の脂肪	○ 0.8	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.8	0.5
牛の肝臓	○ 5	3
豚の肝臓	○ 5	3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 5	3
牛の腎臓	○ 0.8	0.5
豚の腎臓	○ 0.8	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.8	0.5
牛の食用部分	○ 5	3
豚の食用部分	○ 5	3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 5	3
乳	○ 0.6	0.3
鶏の筋肉	○ 0.5	0.2
その他の家きんの筋肉	○ 0.5	0.2
鶏の脂肪	○ 0.5	0.2
その他の家きんの脂肪	○ 0.5	0.2
鶏の肝臓	○ 2	0.7
その他の家きんの肝臓	○ 2	0.7
鶏の腎臓	○ 2	0.7
その他の家きんの腎臓	○ 2	0.7
鶏の食用部分	○ 2	0.7

## フルオピラム(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の家きんの食用部分	○ 2	0.7
鶏の卵	○ 1	0.3
その他の家きんの卵	○ 1	0.3

## フルジオキサニル(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	0.05	0.05
小麦	0.05	0.05
大麦	0.05	0.05
ライ麦	0.05	0.05
とうもろこし	0.05	0.05
そば	0.05	0.05
その他の穀類	0.05	0.05
大豆	○ 0.5	0.07
小豆類	○ 0.5	0.4
えんどう	● 0.07	0.3
そら豆	○ 0.5	0.4
らっかせい	●	0.3
その他の豆類	○ 0.5	0.4
ばれいしょ	0.02	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02	0.02
その他のいも類	0.02	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.5	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	20	20
かぶ類の根	0.5	0.5
かぶ類の葉	20	20
西洋わさび	0.5	0.5
クレソン	10	10
はくさい	2	2
キャベツ	2	2
芽キャベツ	2	2
ケール	10	10
こまつな	10	10
きょうな	10	10
チンゲンサイ	10	10
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	10	10
ごぼう	0.5	0.5
サルシフィー	0.5	0.5

フルジオキサニル(続き)

食品名	残留基準値※	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
チコリ	○ 30	20
エンダイブ	30	30
しゅんぎく	30	30
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 40	30
その他のきく科野菜	○ 30	2
たまねぎ	0.5	0.5
ねぎ (リーキを含む。)	7	7
にんにく	0.2	0.2
にら	10	10
わけぎ	0.2	0.2
その他のゆり科野菜	10	10
にんじん	5	5
パースニップ	0.5	0.5
パセリ	10	10
その他のせり科野菜	20	20
トマト	5	5
ピーマン	5	5
なす	1	1
その他のなす科野菜	○ 1	0.5
きゅうり (ガーキンを含む。)	2	2
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	○ 0.5	0.3
しろうり	0.5	0.5
すいか	0.2	0.2
メロン類果実	0.1	0.1
その他のうり科野菜	0.5	0.5
ほうれんそう	○ 30	0.02
しょうが	0.02	0.02
未成熟えんどう	5	5
未成熟いんげん	5	5
えだまめ	5	5
その他の野菜	10	10
みかん	0.1	0.1
なつみかんの果実全体	10	10
レモン	10	10
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	10	10
グレープフルーツ	10	10
ライム	10	10
その他のかんきつ類果実	10	10
りんご (花おち, しん及び果梗の基部を含む。)	○ 5	5.0
西洋なし (花おち, しん及び果梗の基部を含む。)	○ 5	5.0
マルメロ (花おち, しん及び果梗の基部を含む。)	○ 5	5.0
びわ (果梗, 果皮及び種子を含む。)	○ 5	5.0
もも (果皮を含む。)	○ 5	5.0

フルジオキサニル(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ネクタリン(果梗を含む。)	○ 5	5.0
あんず(果梗を含む。)	○ 5	5.0
すもも(果梗を含む。)	○ 5	5.0
うめ	0.5	0.5
おうとう(果梗を含む。)	○ 5	5.0
いちご	5	5
ラズベリー	5	5
ブラックベリー	5	5
ブルーベリー	2	2
ハックルベリー	2	2
その他のベリー類果実	5	5
ぶどう	5	5
キウイ(果皮を含む。)	20	20
アボカド	○ 0.4	
その他の果実(ざくろ(果実全体をいう。)に限る。)	○ 5	5.0
ひまわりの種子	0.01	0.01
綿実	0.05	0.05
なたね	0.02	0.02
その他のオイルシード	0.05	0.05
その他のナッツ類	0.2	0.2
その他のスパイス	10	10
その他のハーブ	● 40	50
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	0.05	0.05
豚の肝臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05
牛の腎臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05
牛の食用部分	0.05	0.05
豚の食用部分	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.05	0.05

フルジオキサニル(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05
鶏の腎臓	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05
鶏の食用部分	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05
鶏の卵	● 0.01	0.05
その他の家きんの卵	● 0.01	0.05
魚介類	○ 0.04	
にら (乾燥させたもの)		50
バジル (乾燥させたもの)		50

プロヘキサジオンカルシウム塩(植物成長調整剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米 (玄米をいう。)	0.2	0.2
小麦	0.5	0.5
大麦	● 0.1	0.2
ライ麦	● 0.1	0.2
とうもろこし	●	0.2
そば	●	0.2
その他の穀類	● 0.1	0.2
大豆	●	0.1
小豆類	●	0.05
えんどう	●	0.05
そら豆	●	0.05
らっかせい	○ 1	0.6
その他の豆類	●	0.05
ばれいしょ	●	0.05
さといも類 (やつがしらを含む。)	●	0.05
かんしょ	●	0.05
やまいも (長いものをいう。)	●	0.05
こんにやくいも	●	0.05
その他のいも類	●	0.05
てんさい	●	0.05
さとうきび	●	0.02
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	●	0.05
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	●	0.05
かぶ類の根	●	0.05
かぶ類の葉	●	0.05
西洋わさび	●	0.05
クレソン	●	0.05

プロヘキサジオンカルシウム塩(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
はくさい	●	0.2
キャベツ	0.2	0.2
芽キャベツ	●	0.05
ケール	●	0.05
こまつな	●	0.05
きょうな	●	0.05
チンゲンサイ	●	0.05
カリフラワー	●	0.05
ブロッコリー	●	0.05
その他のあぶらな科野菜	●	0.05
ごぼう	●	0.05
サルシフィー	●	0.05
アーティチョーク	●	0.05
チコリ	●	0.05
エンダイブ	●	0.05
しゅんぎく	●	0.05
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	●	0.05
その他のきく科野菜	●	0.05
たまねぎ	●	0.05
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.05
にんにく	●	0.05
にら	●	0.05
アスパラガス	●	0.05
わけぎ	●	0.05
その他のゆり科野菜	●	0.05
にんじん	●	0.05
パースニップ	●	0.05
パセリ	●	0.05
セロリ	●	0.05
みつば	●	0.05
その他のせり科野菜	●	0.05
トマト	●	0.05
ピーマン	●	0.05
なす	●	0.05
その他のなす科野菜	●	0.05
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	0.05
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	●	0.05
しろうり	●	0.05
すいか	●	0.05
メロン類果実	●	0.05
まくわうり	●	0.05
その他のうり科野菜	●	0.05
ほうれんそう	●	0.05

プロヘキサジオンカルシウム塩(続き)

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
たけのこ	●	0.05
オクラ	●	0.05
しょうが	●	0.05
未成熟えんどう	●	0.05
未成熟いんげん	●	0.05
えだまめ	●	0.05
マッシュルーム	●	0.05
しいたけ	●	0.05
その他のきのこ類	●	0.05
その他の野菜	●	0.05
みかん	●	0.05
なつみかんの果実全体	●	0.05
レモン	●	0.05
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.05
グレープフルーツ	●	0.05
ライム	●	0.05
その他のかんきつ類果実	●	0.05
りんご	○ 3	2
日本なし	○ 3	2
西洋なし	○ 3	2
マルメロ	●	2
びわ	●	2
もも	●	0.05
ネクタリン	●	0.05
あんず(アプリコットを含む。)	●	2
すもも(プルーンを含む。)	●	2
うめ	●	2
おうとう(チェリーを含む。)	● 0.4	2
いちご	2	2
ラズベリー	●	2
ブラックベリー	●	2
ブルーベリー	●	2
クランベリー	●	2
ハックルベリー	●	2
その他のベリー類果実	●	2
ぶどう	●	2
かき	●	0.05
バナナ	●	0.05
キウイ	●	0.05
パパイヤ	●	0.05
アボカド	●	0.05
パイナップル	●	0.05
グアバ	●	0.05



プロヘキサジオンカルシウム塩(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
マンゴー	●	0.05
パッションフルーツ	●	0.05
なつめやし	●	2
その他の果実	●	2
ひまわりの種子	●	0.1
ごまの種子	●	0.1
べにばなの種子	●	0.1
綿実	●	0.1
なたね	●	0.1
その他のオイルシード	●	0.1
ぎんなん	●	0.05
くり	●	0.05
ペカン	●	0.05
アーモンド	●	0.05
くるみ	●	0.05
その他のナッツ類	●	0.05
茶	●	0.1
コーヒー豆	●	0.02
カカオ豆	●	0.02
ホップ	●	0.1
その他のスパイス	●	2
その他のハーブ	●	0.05
牛の筋肉	● 0.01	0.05
豚の筋肉	● 0.01	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.01	0.05
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	0.05	0.05
豚の肝臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05
牛の腎臓	○ 0.1	0.08
豚の腎臓	○ 0.1	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.1	0.08
牛の食用部分	0.05	0.05
豚の食用部分	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	●	0.05
その他の家きんの筋肉	●	0.05
鶏の脂肪	●	0.05
その他の家きんの脂肪	●	0.05
鶏の肝臓	●	0.05

プロヘキサジオンカルシウム塩(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の家きんの肝臓	●	0.05
鶏の腎臓	●	0.05
その他の家きんの腎臓	●	0.05
鶏の食用部分	●	0.05
その他の家きんの食用部分	●	0.05
鶏の卵	●	0.05
その他の家きんの卵	●	0.05

マンデストロビン(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	0.3	0.3
小豆類	0.2	0.2
えんどう	0.3	0.3
そら豆	0.3	0.3
その他の豆類	0.3	0.3
キャベツ	5	5
ケール	40	40
こまつな	40	40
きょうな	25	25
チンゲンサイ	40	40
その他のあぶらな科野菜	40	40
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	40	40
トマト	10	10
なす	2	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	2
すいか	0.1	0.1
メロン類果実	0.05	0.05
未成熟えんどう	5	5
未成熟いんげん	10	10
えだまめ	10	10
その他の野菜	10	10
りんご	5	5
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
もも	0.2	0.2
ネクタリン	5	5
あんず(アプリコットを含む。)	5	5
すもも(プルーンを含む。)	2	2
うめ	5	5
おうとう(チェリーを含む。)	5	5

マンデストロビン(続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
いちご	○ 3	
ぶどう	10	10
かき	3	3
茶	40	40
その他のハーブ	40	40

脚注

※○：平成29年7月18日適用（規制緩和の品目）

●：平成30年1月18日適用（規制強化の品目）

- ・ 残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、スピラマイシン及びタイロシンについては、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示370号）第1食品の部 A 食品一般の成分規格の第1項に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。
- ・ 今回残留基準値を設定するイミダクロプリドとは、農産物にあつてはイミダクロプリドとし、畜産物にあつてはイミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物をイミダクロプリドに換算したものの和とする。
- ・ 「小麦粉(全粒粉を除く。）」に設定されているイミダクロプリドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「小麦粉(全粒粉を除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「小麦」の残留基準値への適・不適を確認する。
- ・ 「小麦ふすま」に設定されているイミダクロプリドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「小麦ふすま」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「小麦」の残留基準値への適・不適を確認する。
- ・ 「とうがらし(乾燥させたもの）」に設定されているイミダクロプリドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「とうがらし(乾燥させたもの）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。
- ・ 今回残留基準値を設定するキンクロラックとは、農産物にあつてはキンクロラック及び代謝物C【メチル3,7-ジクロロ-8-キノリンカルボキシレート】をキンクロラックに換算したものの和とし、畜産物にあつてはキンクロラックとする。

- ・今回残留基準値を設定するクロフェンテジンとは、農産物にあつてはクロフェンテジンとし、畜産物にあつてはクロフェンテジン及び臭化水素酸によって2-クロロ安息香酸に変換される代謝物をクロフェンテジンに換算したものの和とする。
- ・今回残留基準値を設定するスピラマイシンとは、スピラマイシン I 及びネオスピラマイシン I をスピラマイシン I に換算したものの和とする。
- ・今回残留基準値を設定するタイロシンとは、はちみつにあつてはタイロシンA及びタイロシンBをタイロシンAに換算したものの和とし、その他の食品にあつてはタイロシンAとする。
- ・今回残留基準値を設定するダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネートとは、メチルイソチオシアネート、ダゾメットをメチルイソチオシアネートに換算したものと及びメタムをメチルイソチオシアネートに換算したものの和とする。ただし、メタムにはメタムアンモニウム、メタムナトリウム及びメタムカリウムが含まれるものとする。
- ・今回残留基準値を設定するピカルブトラゾクスとは、ピカルブトラゾクス及び代謝物B【*tert*-ブチル=(6-[(*E*)-(1-メチル-1*H*-5-テトラゾリル)(フェニル)メチレン]アミノオキシメチル)-2-ピリジル)カルバマート】をピカルブトラゾクスに換算したものの和とする。
- ・今回残留基準値を設定するフルオピラムとは農産物にあつてはフルオピラムのみとし、畜産物にあつてはフルオピラム及び代謝物M21【2-(トリフルオロメチル)ベンズアミド】をフルオピラムに換算したものの和とする。
- ・今回残留基準値を設定するフルジオキソニルとは、農産物及び魚介類にあつてはフルジオキソニルのみとし、畜産物にあつてはフルジオキソニル及び代謝物K【2,2-ジフルオロ-1,3-ベンズジオキソール-4-カルボン酸】に変換されるベンゾピロール代謝物をフルジオキソニルに換算したものの和とする。
- ・「にら(乾燥させたもの)」に設定されているフルジオキソニルの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「にら(乾燥させたもの)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「にら」の残留基準値への適・不適を確認する。
- ・「バジル(乾燥させたもの)」に設定されているフルジオキソニルの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「バジル(乾燥させたもの)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、茎及び葉にあつては「その他のハーブ」、種子にあつては「その他のスパイス」の残留基準値への適・不適を確認する。
- ・今回残留基準値を設定するプロヘキサジオンカルシウム塩とは、プロヘキサジオンカルシウム塩及びその遊離体であるプロヘキサジオンをプロヘキサジオンカルシウム塩に換算したものの和とする。
- ・今回残留基準値を設定するマンデストロビンとは、マンデストロビン(*R*体)及びマンデストロビン(*S*体)の和とする。

## 参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びびすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。